

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 20）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈 別 添 〉

医科診療報酬点数表関係（D P C）

【 3 . 診断群分類区分の適用の考え方（ 1 ）「医療資源を最も投入した傷病名」について】

問 3 - 1 - 9 令和 2 年 3 月 1 日から 2019 年新型コロナウイルス急性呼吸器疾患について ICD10 で使用するコードが「U07.1 2019-nCoV acute respiratory disease」とされるが、当該 ICD10 コードを「医療資源を最も投入した病名」として選択すべき症例について、診断群分類区分はどのように決定するか。

（答）令和 2 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に退院した当該症例については、ICD10 コード B34.2（コロナウイルス感染症）を選択し、診断群分類はその他の感染症（真菌を除く）（180030）を用いる。